平成２４年（フ）第３５７号
千葉県柏市根戸415番地２　ヴィラ・ウェルストーン103号
債務者　豊田裕美子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３６０号
千葉県松戸市常盤平３丁目16番地の20　近江ハイツ常盤平３Ｂ
債務者　佐藤　　均
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３６５号
千葉県柏市逆井４丁目４番16号
債務者　高橋　明夫
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３７４号
千葉県松戸市東平賀496番地の１
債務者　倉住　順子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３７８号
千葉県流山市向小金２丁目560番地の１　シャネルコートミキ402
債務者　綿貫アニータこと　ワタヌキ　アニータ　バラセ
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３９７号
千葉県松戸市胡録台168番地の７　ハイツ山崎101号
債務者　板垣　司郎
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４０４号
千葉県松戸市胡録台223番地　松林荘４号
債務者　和泉　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４０５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目８番86号　松本荘201
債務者　大山　公之
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目１番地　ＩＳ安堂寺403号
債務者　上川　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３６号
兵庫県伊丹市森本６丁目145番地１
債務者　四位　和男
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４０号
兵庫県伊丹市西野２丁目484番地オースターコート203号
債務者　谷口　英文
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１５６号
兵庫県伊丹市東野３丁目49番地２パレ伊丹北Ⅱ204号
債務者　松村健吾運送こと　松村　健吾
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１５８号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目１番15―２―208号
債務者　川崎　一男
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２８９号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目59番地　前田方
債務者　前田　由香
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３７号
兵庫県尼崎市大西町３丁目９番18号　シャトルヨネ512号、前住所兵庫県西宮市津門川町５番５号
債務者　磯部久美子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５７号
兵庫県尼崎市昭和南通５丁目117番地　濱本ビル202、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目15番５号
債務者　堀川　和代
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８７号
北九州市小倉南区城野３丁目２番２号
債務者　堤　　隆治
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部